平成21年度 中間前金払制度の導入

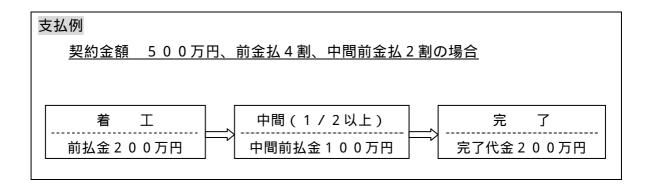
中間前金払制度は、工事途中で工事代金の一部の支払いを簡単・迅速に受けられる制度で、現在、地域建設業を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、資金調達の 円滑化を図るため、中間前金払制度を導入いたしました。

1 制度の概要

中間前金払制度は、前払金(請負契約金額の4割以内で限度額1億円)に工事の中間段階で請負契約金額の2割以内(限度額5,000万円)の前払金をする制度です。

中間前金払制度は、部分払時のような出来高検査は行わず、簡略化した出来高 査定により発注者(市)・受注者(建設業者)双方の経費削減、事務省略化を 目的とした工事代金の支払制度です。

なお、支払には前払金と同様に「中間前払金保証」が必要です。



2 支払要件

中間前金払は、次の要件を満たした場合に適用されます。

契約金額が130万円以上の工事で、前払金を実施していること。

- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が完了している こと。
- 工事の出来高が契約金額の2分の1以上に達していること。
 - ~ については、要件を満たしたことを証明する書類の「中間前金払認定書」を、受注者(建設業者)の申請により発注者(市)が発行します。